

## Ⅸ トラブルサポートガイド

### 1 成人年齢の引き下げについて

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

#### 【成年になってできること】

- ・親の同意なしで契約できる  
(例：携帯電話や賃貸物件の契約、クレジットカードを作る、高額商品のローンを組む等)
- ・国家資格を取ることができる  
(例：公認会計士、司法書士等)

#### 【気をつけること】

契約に対して、自分自身で責任を負うこととなります。成人としての責任と自覚をもち、安易に契約してトラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。不安な気持ちが少しでも生じた場合は、家族や友人に相談するなど慎重に行動しましょう。

#### 【成年になっても、20歳にならないとできないこと】

- ・飲酒をする
- ・喫煙をする
- ・競馬などの公営競技の券を買う
- ・大型（中型）自動車運転免許の取得

#### 【関連サイト】

法務省特設ウェブサイト

「大人への道しるべ」<https://seinen.go.jp>

## 2 犯罪トラブル

### 盗 難

貴重品は各自責任をもって管理すること。万一学内で盗難にあった場合は学務課（学生）に、学外で盗難にあった場合は警察に届けましょう。

### インターネット犯罪

#### <パスワードの重要性>

パスワードは、インターネット犯罪にあわないための防御手段です。通販サイトやネットバンキングを利用した際に、盗まれることが無いようパスワードを賢く取り扱うようにしましょう。

- ・アルファベットと数字と記号を組合せ、ある程度の長さの文字列であること
- ・用途に応じて数種類のパスワードを使い分け自分流の法則を決めておくこと
- ・複数のサービスで同じパスワードを使いまわししないこと
- ・友人、知人等の親しい関係にあっても、自分のパスワードは他人に教えないこと

#### <身に覚えのないメールに返信しない>

身に覚えのない不審な送信メールがあった場合は、返信したりアクセスしたりしないこと。ウイルス感染や架空請求が届くなどトラブルに巻き込まれる可能性が高いので、メールはそのまま削除しましょう。

#### < SNS 利用上の注意点 >

X、Instagram、LINE などの SNS はスマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の拡がりにより、とても身近な存在となっています。しかし、使い方を間違えると自分だけでなく他人にも被害がおよぶこととなります。次のことを守り、利用するよう心がけましょう。

- ①閲覧した情報が必ずしも正しいものとは限らない
- ②社会的ルールを守らなければならない
- ③発信した情報は世界中に広まる可能性がある
- ④匿名であったとしても責任が伴う発言とし賠償責任が発生することがある
- ⑤不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある

※ P20 横浜美術大学ソーシャルメディア利用ガイドライン参照

## クーリングオフ制度

クーリングオフできる取引

- ・訪問販売（路上でのキャッチセールやアポイントメントセールスも含）
- ・電話勧誘販売
- ・連鎖販売取引（マルチ商法など）
- ・特定継続的役割提供（エステサービス・語学教室・結婚相手紹介サービス等）
- ・業務提供誘引販売取引（例：特定の講座を受講して資格を得れば、その資格を要する業務をあっせん）
- ・訪問購入（業者が消費者宅等を訪問し物品を買い取るサービス）

※ P72 犯罪トラブル相談窓口を参照し、一人で悩まず相談してみましょう。

クレジットカードやキャッシュカードは第三者に利用される恐れがあります。紛失・盗難の際には、直ちにクレジット会社・銀行に連絡すること。

## 薬物乱用

薬物（大麻・覚せい剤・危険ドラッグ・麻薬等）を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用することは、“たとえ一度でも”「乱用」といいます。薬物の乱用や所持、受け渡し、製造等については、法的にも厳しく規制されており、厳しく罰せられます。また、薬物を使用すると心身に大きな影響を及ぼします。

### 【及ぼす影響】

- ・ 脳の萎縮：記憶力の低下、判断力の低下、社会的不適応、人格障害等を引き起こす
- ・ 精神依存、身体依存：薬物が手放せない状態になる
- ・ 幻覚、妄想：現実と過去の記憶の整理ができなくなる

### 【乱用防止の心得】

- ①危険性・違法性を十分認識しておくこと！  
遊び半分でゼツタイに手を出さない。
- ②甘い言葉で誘われても、きっぱり断る勇気を持つこと！
  - × やせてきれいになる
  - × スッキリする
  - × 一度だけなら大丈夫
  - × 良いバイトがある（受け子にさせるための常套句）

### 【相談窓口】

各都道府県には、専門家が秘密厳守で相談に乗ってくれる窓口があります。困ったときは手遅れになる前に相談しましょう。

### 3 性感染症（STD）について

性感染症（STD）とは、「性的接触により感染する病気」と定義されています。近年では、HIV 感染症だけではなく、梅毒の感染症も増加しています。

性感染症（STD）にかかると、将来的に不妊症になる原因となったり HIV に感染しやすくなったりとさまざまな問題に繋がります。自分だけではなく、大切な人を守るためにも、正しい知識を身に着けるようにしましょう。保健室で情報提供することもできます。

横浜市では、各区保健福祉センター等で HIV・梅毒検査（無料・匿名）を行っています。詳しくは、横浜市ウェブサイトを確認してください。